

平成 30 年 11 月 22 日

経済戦略局総務課長代理以下、市従市民生活支部書記長以下との事務折衝

(局)

ただいまより、大阪市従業員労働組合市民生活支部から、5月に申し入れがありました勤務労働条件に関する、事務折衝を行います。

(支部)

自治労および現業評議会においては、新たな闘争体制のあり方を方針化し、今年度より現業・公企統一闘争を春段階から申し入れをおこない、通年闘争として取り組んでいくこととなった。これに伴い当支部においても、5月15日に15項目からなる「2019年度勤務労働条件に関する要求書」を申し入れし、7月5日には、直近のトピックスでもある熱中症予防対策等の取り組みに対する回答が示されたところである。

そのような中、今夏においては、これまでになく酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をこなすことの多い技能職員においては、過酷な状況下での作業となった。本部一人事室間交渉でも、熱中症対策の対応については、「各所属長が中心となり、各所属・職場に応じた対策が適切に講じられるよう、注意喚起や意識啓発に取り組んでまいりたい。」との回答が示され、人事室として各所属での取り組みを求めている。支部としては、各現場の創意工夫も限界であると感じており、今後あらゆる方向性を踏まえた対策を講じなければ、健康に働き続ける環境を確保できない段階にあると考える。そのことから、これらを踏まえた、局としての現時点までの取り組み内容や、各現場段階での熱中症予防対策、さらには、新たな取り組み等があれば併せて確認したい。

次に、今年頻発した自然災害では、6月18日の大阪北部地震、7月の豪雨、さらに9月4日には、台風21号の直撃により、大阪も甚大な被害を受けた。本来ならば、大阪市職員は、これらの対応を図るため、防災マニュアルに沿った行動が求められるが、結果的には、初動体制を図る以前に、職員参集もままならない状況となり、さらに、初動の指揮命令も迷走し、混乱に拍車をかけた。

今回は、組合員に対し、同様の混乱をきたさないためにも、まずは、今回発生した自然災害に対する動員体制、職員参集状況、初動における業務遂行状況の検証内容を労働組合として確認したい。その上で、所属の防災マニュアルの修正も含めた、現場ごとの動員体制の再構築や組合員に対し明確な初動行動の周知徹底が図られるよう求める。

以上、2点の勤務労働条件に影響を与える課題について局の考えを示されたい。

(局)

ただ今ご指摘のあった点について、お答えさせていただきます。

まず、夏季における当局の熱中症対策につきましては、7月の事務折衝でお答えさせていただきましたとおり、環境省作成のポスターやリーフレットの活用や、職場安全衛生委員会での啓発に加え、朝礼等を活用して注意喚起を行うなど、熱中症予防対策を講じてまいりました。

次に、今年発生した自然災害への対応にかかる検証についてですが、動員体制は、大阪市地域防災計画に基づき定めておりますが、6月18日に発生した大阪北部地震においては、公共交通機関の運休等により、参集場所であるATC職場や市場職場への参集が困難、あるいは時間を要した結果、参集状況は、12時時点で、ATC職場39.4%、市場職場で42.1%という状況でした。

この結果も踏まえ、大阪北部地震並みの大災害発生時においても職員が速やかに参集できるよう、勤務場所以外も含め、適切な参集場所を検討するとともに、大災害発生時においても所管施設と円滑に連絡できる

体制の構築に向けて検討を行い、必要に応じてマニュアルを改訂してまいります。

さらに、初動時の対応については、局災害応急対策実施マニュアルにおいて定めておりますが、用語の定義や報告すべき内容について職員の理解が十分でなかったため、大阪北部地震の際は、被害状況の把握や職員の参集状況などの情報集約に時間を要することとなりました。このような状況を踏まえ、改めて全職員に対し周知するとともに、防災訓練の実施等により職員の理解を深めてまいります。

以上が当局における熱中症対策及び自然災害への対応にかかる検証と現在検討を行っている取組みの内容になりますが、マニュアルの改訂等に伴い職員の勤務労働条件にかかわる事項が生じた際は、皆様方と十分に協議を行い、誠意を持って対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(支部)

ただいま、総務課長代理より熱中症予防対策に係る局としての現時点までの取り組み内容及び今年頻発した自然災害に対する動員体制等についての回答が示された。

熱中症については、注意喚起と意識啓発に努めたとのことであるが、次年度以降についても各業務実態にあった、一層の熱中症対策について注意喚起と意識啓発を行うよう要請しておく。

また、災害時における動員体制等については、想定もつかない過酷な状況下の中で、災害対応に従事することが考えられるため、過去に各自治体で起こった大災害の事例等を踏まえて、組合員が長期的に災害対応に従事することが可能な動員体制や環境整備に配慮し、所属の防災マニュアルの修正も含めて十分に検証を行うとともに、発災に備え迅速な対応が行えるよう研修及び訓練の実施と定期的な周知徹底を行い、組合員ひとりひとりが災害意識を持ち続けるよう、今後も引き続き丁寧な対応を求めておく。

支部は、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現と組合員の生活と権利を守るため、現業職場活性化運動を推進し、「より質の高い公共サービス」の提供に向け、取り組みの強化を図っていく。

最後に、課長代理より、交渉事項について、誠意をもって協議を行うとの認識が示されたが、経営形態及び事務事業の見直しや業務変更に伴って、組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議をおこなうよう強く要請しておく。その上で、本日の局からの回答について、一定了承する。

(局)

それでは、本日はこれをもって終えてまいります。